

《平成20年度第4回センター主催公開講演会》2009年3月6日

今、日本の食を考える — 現場で何が起きているか —

太田原 高 昭

私自身の専門は農業経済学であるが、「北海道食の安全・安心委員会」の委員長をつとめるなど、長年、現場に関わった立場から、実践的課題について具体的に示したい。

食について、今、日本人は深刻な不安をかかえている。特に現在問題となっているのが、BSE、汚染米、毒ギョウザ事件などによって示された、品質面の安全、安心の確保をどうするのかという問題である。

なぜ「安全」だけでなく「安全・安心」というのか。それは消費者像の転換とも関わる。現在、「消費者基本法」に顕著にみられるように、消費者像が、保護され専門家の意見に従うべき弱者から、権利をもった経済主体へと変換しつつあり、消費者の主観が重視されるようになってきた。つまり、消費者が安心感を持つことができるよう、説明する責任が生産者や流通業者にはあるのだ。

このような方向性をふまえて、農業県である北海道では、2005年に「北海道食の安全・安心条例」を制定して、農作物の安全と安心を守ろうとしている。この条例に関して重要なポイントは、以下の4点である。

- ① 消費者目線の農政への転換（北海道スローフード宣言）
- ② 遺伝子組み換え作物への対処
- ③ 地産地消・環境適応型農業の推進
- ④ 食育の推進

①について、スローフードとは、イタリアで始まった消費者運動であり、ファースト・フードのような無国籍・画一的な食生活から脱却して地域

性や歴史性に配慮した豊かな食生活を追求しようということの意味する。このような考え方が、「北海道食の安全・安心条例」の基盤をなしている。

②は、この条例が制定されたそもそものきっかけである。日本の法律は現在、遺伝子組み換え作物に関しては非常に曖昧なものであるため、農業主産地である北海道としてこの問題にどう関わるのかという姿勢を明確に示す必要が出てきたのである。

この問題に対する各国の対応は一定していない。たとえばアメリカは、特に輸出作物に関しては積極的に推進している。EUは輸入を制限し、作付けを禁止し、研究は推進している。このような中、北海道が出した結論は、「商業栽培事実上禁止、研究容認」であった。

遺伝子組み換え作物の研究にあたっては、交雑防止の問題も出てくる。研究用の遺伝子組み換え作物をどんなに他の生産者の圃場から離して植えても交雑率完全に0%にはならない。つまり100%の安全はなく、最後のところは消費者と生産者の信頼関係（安心）で補完されなければならないのである。

③について、地元でとれた安全・安心な作物を地元で消費しようという動きが条例制定をきっかけに出てきた。条例制定前の2004年には39%であった道産米自給率が、2008年には71%になり、地産地消の意識が急速に高まったといえる。

環境適応型農業（クリーン農業や有機農業）の推進はまだ初発的であるが、北海道の農産物のブランド力の向上に役立っていることは確かである。

④について、北海道では、国の「食育基本法」に先立って、「北海道食育推進計画」を制定し、学校、地域等で食育を推進している。例えば、北海道長沼町のグリーンツーリズムは、食育の見地から大都市の高校生の修学旅行を受け入れて農作業など共同生活をするもので、それらを受け入れる農家民宿が150戸以上登録され、町おこしにも役立っている。

北海道の経験からいえることは、消費者の目線で食の安全・安心を徹底して追求することが、生産者の利益にもなり、農業県では地域の活性化にもつながるということである。